

監査に関する品質管理の実施(素案)

一 品質管理のシステムの構築

- 1 監査事務所は、監査の適切な質を確保するために、監査の受任から、監査の計画、監査報告書の発行に至る品質管理のシステムを構築しなければならない。
- 2 監査実施者は、監査事務所が構築した品質管理のシステムに準拠して、監査を実施しなければならない。

(注)1 本素案における監査事務所及び監査実施者とは、監査基準における監査人をいう。

2 監査事務所とは、個人事務所及び監査法人をいう。

3 監査実施者とは、監査実施の責任者及び補助者をいう。

二 品質管理のシステムの構成要素

監査事務所は、品質管理のシステムに、品質管理の責務の所在、監査人の倫理及び独立性、監査の受任及び契約の継続、人事、監査の実施、監視及び監督に関する事項を含めなければならない。

三 監査の品質に関する責務

- 1 監査事務所は、品質管理のシステムに関する管理の方針及び手続を定め、監査事務所の最高責任者が、品質管理のシステムの構築及び運用に、最終的な責務を負っていることを明らかにしなければならない。
- 2 監査実施の責任者は、実施する監査の適切な質の確保に対して、責務を負わなければならない。

四 倫理

- 1 監査事務所は、倫理に関する管理の方針及び手続を定め、監査事務所及び監査実施者に求められる倫理の遵守を図らなければならない。
- 2 監査実施の責任者は、監査実施者が、監査事務所の定める倫理に関する方針及び手続を遵守していることを確かめなければならない。

五 独立性

- 1 監査事務所は、独立性に関する管理の方針及び手続を定め、監査実施者において、監査人としての独立した立場が適切に確保されるよう図らなければならない。

- 2 監査実施の責任者は、監査実施者が、監査事務所の定める独立した立場の確保に関する方針及び手続を遵守していることを確かめなければならない。

六 監査の受任及び契約の継続

- 1 監査事務所は、監査の受任及び契約の継続に関する管理の方針及び手続を定め、受任のリスクを適切に評価するとともに、監査実施者の能力及び適性等を確保し、監査の受任及び契約の継続の是非を適切に判断しなければならない。
- 2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める方針及び手続に従って、監査の受任及び契約の継続が行われていること、並びにその結論が適切であることを確かめなければならない。

七 人事

監査事務所は、人事に関する管理の方針及び手続を定め、監査を実施するために必要な能力、適性及び倫理を備えた監査実施者を確保しなければならない。

八 監査実施者の選任

- 1 監査事務所は、監査実施者の選任に関する管理の方針及び手続を定め、企業の事業内容等に応じて、監査を行うために必要な能力及び適性を保持し、かつ十分な時間を確保できる監査実施者を選任しなければならない。
- 2 監査実施の責任者は、監査実施者が監査を行うために必要な能力及び適性を保持し、十分な時間を確保していることを確かめなければならない。

九 監査の実施

- 1 監査事務所は、監査の実施に関する管理の方針及び手続を定め、監査の質を一定に保つとともに、監査の実施が適切に監督しなければならない。
- 2 監査事務所は、監査手続書等を整備するとともに、監査における判断の過程及び結果等を、監査調書に適切に記録及び保存させなければならない。
- 3 監査実施の責任者は、監査事務所の定める方針及び手続に従って、監査の実施についての指示、監督及び査閲を行なわなければならない。
- 4 監査実施の責任者は、監査報告書の発行前に、監査調書の査閲及び監査実施者間の意見交換を通して、十分かつ適切な監査証拠が入手されていることを確かめなければならない。

十 相談

- 1 監査事務所は、判断が困難な事項又は見解が定まっていない事項を解決するために、必

要な管理の方針及び手続を定め、必要に応じて、監査実施者間又は監査事務所内外の適切な者との間で適切に相談がなされ、その結果に適切に対応されていることを確かめなければならない。

2 監査実施の責任者は、判断が困難な事項又は見解が定まっていない事項を解決するために行った、監査実施者間又は監査実施者と監査事務所内外の適切な者との間の相談の結果について、監査事務所の定める方針及び手続に従って、適切に対応しなければならない。

十一 意見の相違

1 監査事務所は、監査実施者間及び監査実施者と品質管理審査の担当者等との間の意見の相違を解決するために、必要な管理の方針及び手続を定め、意見の相違に関して適切な解決がなされるよう図らなければならない。

2 監査実施の責任者は、監査実施者間及び監査実施者と品質管理審査の担当者等との間の意見の相違がある場合には、監査事務所の定める方針及び手続に従って、これを解決しなければならない。

(注)品質管理審査とは、十分な経験及び正当な権限を有する適格者が、監査実施者が行った重要な判断及び監査報告書における結論の適切性を、客観的に評価することをいう。

十二 品質管理審査

1 監査事務所は、品質管理審査に関する管理の方針及び手続を定め、監査実施者によって行われた重要な判断及び監査報告書の結論が、リスクにおける評価に応じた適切な手続により、客観的に評価されるとともに、その内容及び結論が監査調書として記録及び保存されるよう図らなければならない。

2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める方針及び手続に従った品質管理審査が完了するまで、監査報告書を発行してはならない。

十三 監視及び監督

1 監査事務所は、監視及び監督に関する管理の方針及び手続を定め、品質管理のシステムが有効に運用され、かつ遵守されていることを確かめなければならない。

2 監査事務所は、品質管理に関する監視及び監督の結果を評価し、監査事務所の最高責任者、監査実施の責任者等に、発見した品質管理の欠陥及び適切な改善事項を伝え、必要に応じて是正措置を講じなければならない。

3 監査実施の責任者は、監査事務所による監視及び監督の結果を検討し、指摘された欠陥が自己の監査報告書の結論に影響を与えていないこと、及び講じられた是正措置は欠陥を改善するのに適切であることを判断しなければならない。

十四 不服と疑義の申立

監査事務所は、不服と疑義の申立に関する管理の方針及び手続を定め、監査事務所内外からの、監査に関する不服と疑義の申立に対して、適切に対応しなければならない。

十五 品質管理の記録

監査事務所は、品質管理の記録に関する管理の方針及び手続を定め、品質管理のシステムが適切に構築及び運用されていることを明らかにするため、その内容を監査調書として記録及び保存するよう図らなければならない。

十六 監査事務所の交代

監査事務所の交代に当たって、前任及び後任の監査事務所は、監査の品質が損なわれることがないように、監査上の重要な事項を適切に引き継がなければならない。

十七 共同監査

複数の監査事務所が共同して監査を実施する場合にあっても、それらの監査事務所及び監査実施者は、本基準に準拠し同一の品質管理の方針及び手続に従って監査が実施されていることを、相互に確認しなければならない。

十八 中間監査

中間監査を実施する監査事務所及び監査実施者においても、本基準に準拠しなければならない。